

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長野市	09 長沼地区	令和3年3月16日	令和5年3月20日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	358.60 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	210.18 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	105.58 ha
i うち後継者未定(目処はついていない)の農業者の耕作面積の合計	36.55 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	69.03 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	18.93 ha

### 2 対象地区の課題

<p>近年、農業を取り巻く課題が多様化してきており、行政や農協、個人・法人経営の農家などで、抱えきれない諸問題が生じてきている。また、令和元年東日本台風災害により、こうした諸課題が顕在化、深刻化してきている。</p> <p>具体的には、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。</li> <li>・不在地主の増加に併せ、令和元年東日本台風の影響による離農者も増加傾向にあるため、行政や農協、個人等が適正に管理できていない耕作放棄地が地区全体で拡大している。</li> <li>・特に堤外地の農地(民地及び9条地(国管理))については、営農希望者が少なく、適正な農地の管理を含め、今後の利活用について検討する必要がある。</li> <li>・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。</li> </ul>
--

※ 地区の話し合いにおいて出された意見を基に「地区の課題」を作成

### 3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

<p>当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、農地の適正な管理を含めて、中心経営体を中心に実情に応じて担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。</p>
---

※ 現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数： 54人

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>○基盤整備事業に関する取組方針 農業生産の効率化と機械化を促進するため、狭小農地の区画整理や、農業用施設の整備など基盤整備事業の実施について検討する。</p>
<p>○遊休荒廃農地等の管理作業請負に関する取組方針 所有者が管理できなくなった遊休農地や耕作放棄地について、雑草の繁茂による周辺農地への悪影響を防止するとともに、適正な維持管理を実施することで農地としての機能を維持し、再利用への促進を図るため、協働の精神に則り、既存の組織ではやりきれない草刈りを中心とした農地の管理作業を請け負う組織の設立について検討する。</p>
<p>○河川敷農地の利活用に関する取組方針 台風等により河川が氾濫した際に浸水被害を受けやすい河川敷の農地について、作付け方針や借地の解消、耕作放棄地の適正な管理も含めた農地の利活用について検討する。</p>
<p>○新規就農者の育成や受入れの促進に関する取組方針 遊休農地の有効活用と農業後継者を確保するため、新規就農者の育成や受入れを促進するための組織づくりについて検討するとともに、住居として空き家の活用を図る。また、ボランティア活動を含めた農作業支援(お手伝いさん)についても拡充を図り、将来的に定住につながるための取組についても検討する。</p>

※ 「2 地区の課題」を解決するため、及び「3 中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針」を促進するために必要と思われる地区の取り組みについて記載